

## 社会福祉法人 慈光会 一般行動計画

女性が活躍でき、社員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日までの5年間

### 2. 目標と取り組み内容・実施時期

<目標1> 計画期間内に子供が生まれる男性職員及び女性職員の育児休業の取得率を、それぞれ次の水準以上を目指す（次、女）

男性職員：50%以上

女性職員：80%以上

- ・ 令和7年4月～ 育児休業給付や社会保険料免除及び仕事と育児の自社の取り組みについての案内を、全職員に向けて実施
- ・ 令和7年10月～ 育休取得予定者に向けた、制度周知のためのパンフレット等資料を用意し、以後交付

<目標2> 育児休業取得後も働きやすい環境整備を検討し、実施する（次、女）

- ・ 令和7年6月～ 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置として、小学校始期までの短時間勤務制度の導入を検討
- ・ 令和7年10月～ 小学校始期までの短時間勤務制度を実施及び周知
- ・ 令和10年10月～ 実施した措置の運用状況を把握、職員へのヒアリング
- ・ 令和11年4月～ 実施した措置の見直しの検討

<目標3> 10日以上有給休暇が付与された職員の年次有給休暇の取得日数7日以上を目標とする（次）

- ・ 令和7年4月～ 年次有給休暇取得状況の実態把握
- ・ 令和8年10月～ 取得促進のための制度及び職場環境の整備を検討
- ・ 令和10年4月～ 制度の導入と職員への周知を開始

<目標4> 管理職の女性割合50%以上を維持することを目標とする（女）

（女性活躍に関する情報公表）

令和7年3月現在 管理職比率 男性1名 女性6名

- ・ 令和8年4月～ 女性が活躍できる職場環境について管理職で検討会を実施
- ・ 令和9年4月～ 検討会で発案された意見を基に施策実施